

群馬県手話言語条例が施行されました。

平成27年4月1日、「群馬県手話言語条例」が施行されました。

この条例は、“手話は言語である”との認識に基づき、

手話の普及等に関する理念や施策の推進に必要な事項を定めています。

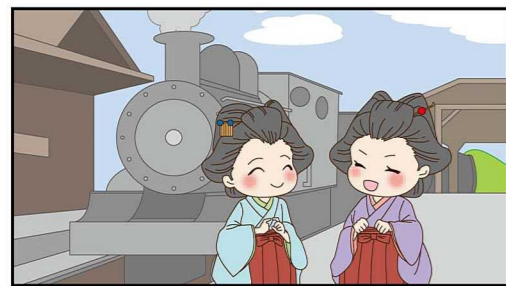
ろう者とろう者以外の人々が、お互いを理解し、尊重し合いながら、

共生することを基本として、手話の普及を図ります。

HISTORY 歴史

明治時代

今の手話の原形となる手話が、ろう学校を中心にろう者の間で使われるようになりました。



1880

明治13年(1880)、イタリア・ミラノの国際会議で「ろう教育では読唇と口話法を教えること」が決議されました。

1933

昭和8年(1933)、文部大臣の訓示により、ろう学校では口話教育が主となり、手話を使用することが著しく困難となりました。

1938

昭和13年(1938)、口話法が適さない児童生徒にも、口話法を強要することがないよう配慮を求める文部大臣の訓示がなされましたが、口話法への流れは変わりませんでした。



1947

昭和22年(1947)、群馬県の伊香保温泉に全国のろう者が集い、全国各地へ手話の普及活動を展開させました。

2003

平成15年(2003)、群馬県は、障害者への理解と共生を推進するため、「人にやさしい福祉のまちづくり条例」を制定しました。

2006

平成18年(2006)、国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」において、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語という」と明記されました。

2010

平成22年(2010)には、カナダ・バンクーバーの国際会議で明治13年(1880)のイタリア・ミラノ国際会議における決議が撤廃されました。

2011

平成23年(2011)、改正された「障害者基本法」の中で、「言語(手話を含む。)」と明記されました。

2014

平成26年(2014)、日本において、障害者の権利に関する条約が批准されました。

2015

平成27年(2015)3月、「群馬県手話言語条例」が、議員発議により可決されました。



2015

4月1日、「群馬県手話言語条例」が施行されました。

都道府県では、鳥取県、神奈川県に次ぎ、全国で三例目の条例だよ。



「手話」を表現している
ぐんまちゃん

